最終更新日：2024年9月30日
株式会社ブレインパッド
代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
問合せ先：執行役員 CFO 新木 菜月
証券コード：3655
https://www.brainpad.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレートガバナンスの充実を最重要課題と位置付けております。
当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社コーポレートサイトで開示するとともに、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレートガバナンスの充実を図るため必要な見直しを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1 (iv)】
当社は、取締役の選解任を取締役会の決議により行っております。指名の前提となる取締役・監査役の役割・資格については、「コーポレートガバナンス基本方針」等に定めておりますが、今後は、2021年9月29日に正式に発足した任意の機関である「指名報酬委員会」にて、その内容のさらなる充実を図りたいと考えております。また、解任の方針・手続きについては、現時点では明確に定めていないため、こちらも指名報酬委員会の重要検討課題と認識し、対応してまいります。

【補充原則4-1③】
当社の後継者計画の策定に関しては、これまでは、前・代表取締役2名を中心に検討を行っておりました。それは、当社が属する事業領域は、創業19年余りの当社が先駆者の部類に入る国内でもまだ新しい事業領域であるため、共同創業者でもある前・代表取締役2名がその最新の業界知識や業界の変遷・展望をふまえて議論・検討することが相応な段階であると認識していたためであります。
その前・代表取締役2名を中心とする検討・議論のもと、当社は2023年7月1日付にて、創業者以外から初の代表取締役を選定いたしました。今後は、コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役会が後継者計画の策定・運用に主体的に関与することが望ましいとされていることをふまえ、新・代表取締役が率いる新体制のもとで、後継者計画を指名報酬委員会の重要検討課題と定義し、対応してまいります。

【補充原則4-2①】
当社の取締役（監査等委員である取締役）および執行役員の報酬は、これまで、現金報酬と譲渡制限付株式報酬により構成されておりましたが、2024年9月26日開催の第21回定時株主総会および取締役会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に関する方針を再決議し、固定報酬（金銭）、短期的業績連動報酬（取締役賞与、金銭）、取締役選任後に付与する非金銭報酬により構成することといたしました。
非金銭報酬については、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式報酬（以下「RS」）および事後交付型業績連動型株式報酬（以下「PSU」）を付与するものとし、うち、PSUについては、当社取締役会が定める期間中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する、中長期的な業績と連動する報酬であります。
また、役位が上位になるにつれ、現金報酬よりも自社株報酬の割合を多くすることで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するような設計に努めております。

【補充原則4-3②】
上記補充原則4-1③における説明と同様に、今後は、コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役会がCEOの選解任に十分な時間と資源をかけることが望ましいとされていることをふまえ、指名報酬委員会の重要検討課題と認識し、対応してまいります。

【原則4-11】
当社は、社内取締役として、豊富な業界知識・業界経験に基づき事業執行において適切な意思決定を行える人材を選任しております。そして、取締役会の知識・経験・能力をバランス良く備えるため、監査等委員である社外取締役として女性1名、監査等委員である社外取締役として公認会計士資格を持つ者を1名、弁護士資格を持つ者を1名選任しております。現時点で外国人取締役は選任しておりませんが、国際性の面を含む多様性ある取締役会構成を今後の課題と認識し、検討を進めてまいります。
また、取締役会の機能向上を図ることを目的に、取締役会の実効性に関する分析・評価を毎年実施し、その結果を当社コーポレートサイトに掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。
当社は、当社および当社グループの円滑な事業遂行に資すると合理的に判断できる場合、政策保有株式として上場株式を保有することが有り得ます。政策保有株式として上場株式を保有する場合は、取締役会において、経済的合理性を確認の上、保有継続の判断を行ってまいります。
なお、当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたり、統一した基準を策定しておりません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、利益相反取引を行うには取締役会決議を要することと定めております。
さらに、利益相反取引の実績については、取締役会にて報告を行い、監査等委員である取締役や社外取締役が監視・監督できる体制を構築しております。

【補充原則2-4①】
当社にとって、データ活用に関する技術・経験または成長可能性を有する人材を多数採用し、成長させていくことが最も重要な経営課題のひとつであり、優秀な人材については、性別、国籍、新卒／中途等の属性に依ることなく積極的に採用および登用していく方針であります。
現時点において、女性管理職比率は6.9%、外国人管理職比率は0.0%、中途社員の管理職比率は86.3%となっております。
そもそも従業員に占める女性比率が少ないという業界特性のため、女性管理職比率は低めとなっておりますが、今後、2026年6月期の目標として女性管理職比率を10%以上とすることを目指してまいります。
外国人管理職比率は、日本企業のみに対してサービス提供を行っているという事業特性上、外国人社員数を増やすことに注力するのは難しい段階であると認識しており、外国人管理職比率についての目標設定はいたしません。
一方、管理職に占める中途社員／新卒社員の管理職比率については、新卒出身の管理職比率が低いことを課題として認識しており、今後当社が優秀な人材を持続的に獲得・育成していくためには、新卒社員比率の向上と、新卒出身の管理職数を増やしていく必要があると考えております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金は運用しておらず、確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、2023年5月に「新・中期経営計画」を発表し、2023年7月以降の新・経営体制が推進していく経営戦略、経営計画を発表し、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/3655/tdnet/2275054/00.pdf

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本資料内の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」[取締役報酬関係] 内「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社は、取締役の選解任を取締役会の決議により行っております。指名の前提となる取締役・監査役の役割・資格については、「コーポレートガバナンス基本方針」等に定めておりますが、今後は指名報酬委員会にて、その内容のさらなる充実を図りたいと考えております。また、解任の方針・手続きについては、現時点では明確に定めていないため、こちらも指名報酬委員会の重要検討課題と認識し、対応してまいります。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、現在、株主総会参考書類にて、社外取締役のみならず、社内役員の選任理由についても記載を行っております。今後は、選任のみならず解任の理由についても記載するよう努めます。

【補充原則3-1③】
当社グループは、2004年にデータが世の中にもたらす価値と重要性を予見して創業し、「データ活用の促進を通じて持続可能な未来をつくる」をPurpose（パーパス）に掲げ、データ活用の普及を通じた産業発展や人々の生活を豊かにすることを使命として事業を遂行してまいりました。世界的に増え続ける人口（減り続ける日本の人口）と、限られた資源、加速する環境変化の中で、私たちはこれからも「データ活用のプロフェッショナル」としてビジネスにデータに基づく高度化とイノベーションを与え、世界の持続可能性の向上に寄与していきたいと考えております。
持続可能な未来をつくっていくための行動指針として「ESG」にあてはめると、当社グループは、その取り組みの力点を、当面は「S（社会）」および「G（ガバナンス）」に置きたいと考えております。特に「S（社会）」においては、当社グループが企業価値を創造していくうえでの最上無二の資産である「人材」への投資、つまり人的資本への投資が最も需要な取り組みであると認識しております。当社グループは、「データ活用の促進を通じて持続可能な未来をつくる」というPurpose（パーパス）の実現のために、新人事戦略の立案を進めております。その戦略は「『強くて善い会社』となることを理想として、『日本一の人材開発・輩出企業』を目指す」ことを根幹とし、「データ分析力」「哲学的思考力」「実践力」の3つをかけあわせた人材が最強の人材であるというコンセプトで人材開発と人材輩出に挑む、当社グループ独自のものであり、人材の育成および社内環境整備を推進しております。
なお、当社のサステナビリティに関するデータについては、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/sustainability.html

【補充原則4-1①】
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役会の判断・決定範囲、経営陣への委任の範囲を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、独立社外取締役の独立性判断基準を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html

【補充原則4-10①】
当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会を構成する8名のうち、5名が独立社外取締役であります。
取締役会の諮問または委任を受ける任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しており、指名報酬委員会を構成する3名のうち過半数の2名が独立社外取締役であり、委員長は取締役会決議によって独立社外取締役の委員の中から選任することで、その独立性を確保しております。

【補充原則4-11①】
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html
当社の取締役会構成に関する考え方およびスキル・マトリックス等による各取締役の有するスキル等の最新の組み合わせについては、第21回定

時株主総会招集ご通知において開示しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/3655/ir_material_for_fiscal_ym2/141194/00.pdf
また、現時点において、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を複数名選任しております。

【補充原則4-11②】
当社は、取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況について、毎年、定時株主総会の招集通知にて記載・説明しております。全ての役員の兼任状況は合理的な範囲に留まっていると判断しており、それぞれの職務を適切に全うしていただけると判断しております。

【補充原則4-11③】
当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価について、取締役会の果たすべき役割・責務の実現のために、各取締役の自己評価や、社外取締役および監査役の意見も参考にしつつ、分析・評価を行っております。実際の分析・評価結果の概要につきましては、当社コーポレートサイトに開示しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/3655/ir_material2/183438/00.pdf

【補充原則4-14②】
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、当社コーポレートサイトにて開示しております。
https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,340,800	14.98
株式会社ディシプリン	2,351,400	10.54
佐藤清之輔	1,687,000	7.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,524,000	6.83
株式会社ブレインパッド	885,384	3.97
伊藤忠商事株式会社	669,000	3.00
株式会社りそなホールディングス	557,500	2.50
丹沢良太	408,380	1.83
株式会社SBI証券	347,572	1.56
高橋隆史	263,100	1.18

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

以下のとおり、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、当該変更報告書内にて以下の株券等を保有している旨が報告されております。

・アセットマネジメントOne株式会社
2024年3月19日付にて、関東財務局に、株券等の大量保有に関する変更報告書提出。
2024年3月12日現在、保有株券の数2,067,400株、株券等保有割合9.27%

・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
2024年9月20日付にて、関東財務局に、大量保有報告書提出。
2025年9月13日現在、保有株券の数1,147,300株、株券等保有割合5.14%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野 哲哉	公認会計士								△			
石井 隆一	他の会社の出身者											
谷口 卓	他の会社の出身者											
大久保 和孝	公認会計士											
牛島 真希子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 哲哉		○	佐野哲哉氏が代表取締役を務めるグローウィン・パートナーズ株式会社より、当社はソフトウェアを購入した実績がありますが、取引額は当社売上高の1%未満であって、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	佐野哲哉氏は、2014年9月に当社社外監査役に就任以来、公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識等に基づき、取締役会等での発言を通じて、適切に経営監視を行ってまいりました。また、2017年9月に当社社外取締役に就任以来、同氏の起業家および経営者としての豊富なビジネス経験と、数々のM&A支援業務や上場支援業務を通じて培われた業界を問わない幅広い見識を活かし、経営へ提言を行っております。加えて、当社が2021年9月に設置した指名報酬委員会の委員長も務めており、独立した客観的視点に基づいて経営への提言を行っております。 佐野氏は、上記「役員の属性」hに過去該当したもののその取引額は当社売上高の1%未満であって、上記「役員の属性」のh以外の項目にはいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
石井 隆一		○	―――	石井隆一氏は、ビッグデータやAIをコア技術としたデジタルソリューションを展開する上場企業の代表取締役社長、グローバル企業におけるマネジメント、海外事業の代表を務めた経験を通じて、情報通信業および企業経営に係る豊富な経験を有しており、2023年の当社社外取締役就任以来、その知見を活かし、経営へ提言を行っております。 石井氏は、上記「役員の属性」のa～jにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、新たに独立役員に指定しております。
谷口 卓	○	○	―――	谷口卓氏は、IT サービス業および企業経営に係る豊富な知見・経験ならびに上場企業の監査等委員である取締役としての経験を当社の経営に反映いただくことを期待し、2024年9月26日開催予定の当社第21回定時株主総会において、社外取締役（監査等委員である取締役）として選任されました。 谷口氏は、上記「役員の属性」のa～jにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

大久保 和孝	○	○	―――	大久保和孝氏は、大手監査法人における監査経験だけでなく、企業コンプライアンス・CSRの分野でも専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、2020年の当社社外監査役就任および2021年の監査等委員である取締役就任以降、客観的立場から当社の経営に対する監査を行っております。 大久保氏は、上記「役員の属性」のa～jにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
牛島 真希子	○	○	―――	牛島真希子氏は、2019年9月に当社社外取締役に就任後、国際的な法律事務所における日本法弁護士としての経験だけでなく、クロス・ボーダーのM&A取引およびファイナンス取引ならびに海外行政当局規制等に係る専門的かつ豊富な経験と知識を活かし、経営への提言を行ってまいりました。加えて、女性の取締役として、多様性の確保および女性従業員の登用・活躍を一層推し進めるための助言・提言も積極的に行っております。また、2023年に当社の監査等委員である取締役に就任して以降は、その高い見識と専門知識を活かし、客観的立場から当社の経営に対する監査を行っております。 牛島氏は、上記「役員の属性」のa～jにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

専従ではありませんが、コーポレートユニットおよび内部監査室が監査等委員会の指示に基づき、必要な補佐をしております。取締役会開催前には、コーポレートユニットから招集通知および上程資料をメールにて伝達するほか、適宜必要な情報共有を実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、当社の内部統制を統括する代表取締役社長直轄のもと、内部監査室が年間の実施計画に基づき、各業務部門の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。改善事項が検出された場合、当該業務部門に対して具体的な改善を求め、かつ改善状況の監視を行っております。

また、内部監査室が取締役会ならびに監査役および監査等委員会に対して直接報告を行う仕組みとして、取締役会に対しては、年に2回程度、内部統制の内部監査に関する報告を直接実施しております。また、監査等委員会に対しては、半期に1回を目安に、内部監査の実施報告を直接実施しております。加えて、これらの直接報告を有効に進めるために、常勤の監査等委員である取締役との連携を深めるために、定期的な情報交換と課題の共有を行っております。

以上に基づき、当事業年度においては、監査等委員会および会計監査人との連携・調整により、効率的な内部監査に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることによって、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定手続きにおける客観性・透明性・公正性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的に、任意の機関として「指名報酬委員会」を設置しております。同委員会は、その構成員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の委員の中から選任しております。そして、取締役会の諮問または委任を受けて、取締役の選解任に関する事項、代表取締役等の選定・解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項について審議し、答申または取締役会から委任された事項の決定を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に、譲渡制限付株式報酬（以下「RS」）制度および事後交付型業績連動型株式報酬（以下「PSU」）制度を導入しております。
RS制度については、2021年9月29日開催の第18回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、年額7千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年4万5千株以内とすること、ならびに長期業績へのコミットを求める観点より、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として起算日を付与日の属する月の月初日とする3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。
PSU制度については、2024年9月26日開催の第21回定時株主総会において、当社取締役会が定める期間中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を対象取締役の報酬等として付与すること、各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計年6万2千株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年48百万円以内、最終支給金額は合計年48百万円以内といたします。につき、ご承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役、および社内取締役・社外取締役を区別して総額を開示してまいります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

Ⅰ　基本方針
・当社グループと国内の類似業態の企業の報酬水準を参考に競争力のある報酬水準とする。
・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬(金銭)、短期的業績連動報酬(取締役賞与、金銭)、取締役選任後に付与する非金銭報酬により構成する。
・社外取締役の報酬は、固定金銭報酬のみとする。
・非金銭報酬については、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式報酬(以下「RS」)および事後交付型業績連動型株式報酬(以下「PSU」)を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じて決定する。

Ⅱ　報酬の内容・方法に関する決定方針
・取締役(社外取締役を除く)の報酬等の種類ごとの割合の決定方針
固定報酬、短期的業績連動報酬(取締役賞与)、RS、PSUの割合については、それぞれ任期1年分に換算した場合の固定金銭報酬を100として、役位、職責に応じて以下を基準に設計する。
・取締役(社外取締役を除く)の報酬等を与える時期または条件の決定方針
・固定金銭報酬は、任期中毎月支給する。
・短期的業績連動報酬(役員賞与)は、1事業年度を評価期間として、業績目標として対外公表された最新の連結売上高および連結EBITDAマージンの各目標値の達成度合いに応じて決定する。
・RSは、長期業績へのコミットを求める観点より払込期日から3年後から5年後をめどに譲渡制限が解除となるものの付与を想定し、株主総会での取締役選任後3か月以内に付与する。ただし、期中に選任された場合はこの限りでない。
・PSUは、当社取締役会が定める期間中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する。ただし、期中に選任された場合はこの限りでない。

Ⅲ　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき選定された委員による指名報酬委員会(委員の過半数及び議長を社外取締役とするもの)にその具体的内容の決定を委任するものとし、指名報酬委員会は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定する。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役のサポートとして、専従ではありませんが、コーポレートユニットが補佐する体制を敷いております。社外取締役に対しては、取締役会または監査等委員会開催前に招集通知および上程資料をメールにて伝達するほか、適宜直近の事業状況に関する説明会を企画・開催するなど、適宜必要な情報共有を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社が企業統治の体制を整えるために設置している機関(任意に設置する委員会を含む)の構成は、次のとおりであります。

(取締役会)
当社の取締役会は、本有価証券報告書提出時点において、5名の取締役(監査等委員である取締役を除く、うち2名が社外取締役)、3名の監査等委員である取締役(全て社外取締役)の計8名により構成されており、毎月開催する定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開

催しております。議長は取締役社長が務め、取締役会付議事項・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、取締役の選任をはじめとする重要な業務執行に関する決定や、法令・定款に定められた事項を決定する意思決定機関として、十分な協議を通じて経営全般に対する監督機能を発揮し、経営の公正性・透明性を確保しております。監査等委員である取締役は、取締役会において、業務の執行状況について法令または定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

(監査等委員会)
当社の監査等委員会は、本有価証券報告書提出時点において、常勤の監査等委員である取締役1名を含む3名の監査等委員である取締役(全て社外取締役)によって構成されており、毎月開催される定時監査等委員会などを通じて、監査方針・監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議を行い、各監査等委員である取締役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。監査等委員である取締役は、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行および取締役会の監督義務の履行状況について適法性および妥当性を監査するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。

(指名報酬委員会)
当社は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることによって、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定手続きにおける客観性・透明性・公正性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的に、任意の機関として「指名報酬委員会」を設置しております。同委員会は、その構成員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の委員の中から選任しております。そして、取締役会の諮問または委任を受けて、取締役の選解任に関する事項、代表取締役等の選定・解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項について審議し、答申または取締役会から委任された事項の決定を行っております。
なお、指名報酬委員会は、本有価証券報告書提出時点において、独立社外取締役2名および社内取締役1名を中心に構成されております。

(内部監査室)
当社は、上記機関とは別に、独立した内部監査室(室員2名)を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査等委員である取締役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行い、効率的な監査に努めます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法における機関設計として監査等委員会設置会社を選択しております。監査等委員会設置会社を選択する理由は、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、取締役会が監査等委員会と緊密に連携して重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能を強化するためであります。
また、当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員制度を導入する理由は、業務執行上の意思決定をより現場に近い位置で行うことで業務執行の機動性を高めるとともに、積極的な抜擢・登用を含めた次世代経営層の育成方法の多様化を実現し、持続的な成長を実現できる経営体制を構築していくためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の電子的公表の早期化を重視しております。 当社の第21回定時株主総会招集通知は、2024年9月11日に発送いたしましたが、株主の皆様への早期情報提供の観点から発送前の9月3日に、当社コーポレートサイトおよび東京証券取引所ホームページに掲載致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の方にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権行使ができるシステムとして、株主名簿管理人が提供する議決権行使システムを採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2022年9月29日開催の第19回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトにおいて公表しております。 https://www.brainpad.co.jp/ir/policy.html	

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、四半期ごとの決算発表のタイミングに合わせ、年4回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社コーポレートサイトのIR情報に掲載しております。 https://www.brainpad.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、コーポレートユニット内にIR専任の担当者を置いております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための内部統制の体制を整備する。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社および子会社ならびにその全役職員が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンスガイドライン」を定める。
(2)当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
(3)取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査等委員である取締役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
(4)取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに取締役会および監査等委員会に報告する。
(5)他の業務執行部門から独立した内部監査業務を担当する部門の担当者が、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に従い、適切に記録、保存、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社および子会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
(2) 内部監査業務を担当する部門の担当者は各組織のリスク管理状況について監査する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社および子会社の取締役会は「取締役会規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
(2)当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、業務執行取締役が参加する会議を開催し、基本方針・戦略を討議する。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社に関する管理は「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づく体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については、取締役会に報告を行う。
(2)当社は、「コンプライアンスガイドライン」に則り、企業集団全体でのコンプライアンス意識の徹底を図る。
(3)子会社の業務活動全般についても内部監査業務を担当する部門の担当者による内部監査の対象とし、状況に応じて適宜監査を実施する。
(4) 子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者に相当する者は、当社の監査等委員である取締役に対して適宜その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会が必要と判断し求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
(2)補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査等委員会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査等委員会が協議を行う。
(3)当該使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けた場合には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
(1)重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員である取締役は取締役会に出席する。
(2)当社の取締役および使用人は、監査等委員会の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
(3)当社は、取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会は、原則月１回定期的に監査等委員会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
(2)監査等委員である取締役は、取締役の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
(3)監査等委員である取締役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。

(4)当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合には、当社が当該職務の執行に必要でないと証明したときを除き、当該費用または債務を処理する。

9．反社会的勢力排除に向けた体制
(1)当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
(2)反社会的勢力からの不当な要求があった際は、常勤の監査等委員である取締役に通知するとともに、必要に応じ、行政庁または弁護士の助力を受けるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定めており、、反社会的勢力との関係は一切ございません。
また、反社会的勢力との関係を断絶するため、当社取引先、当社主要株主、当社役職員等について、調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しております。尚、取引基本契約書等の内容に反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

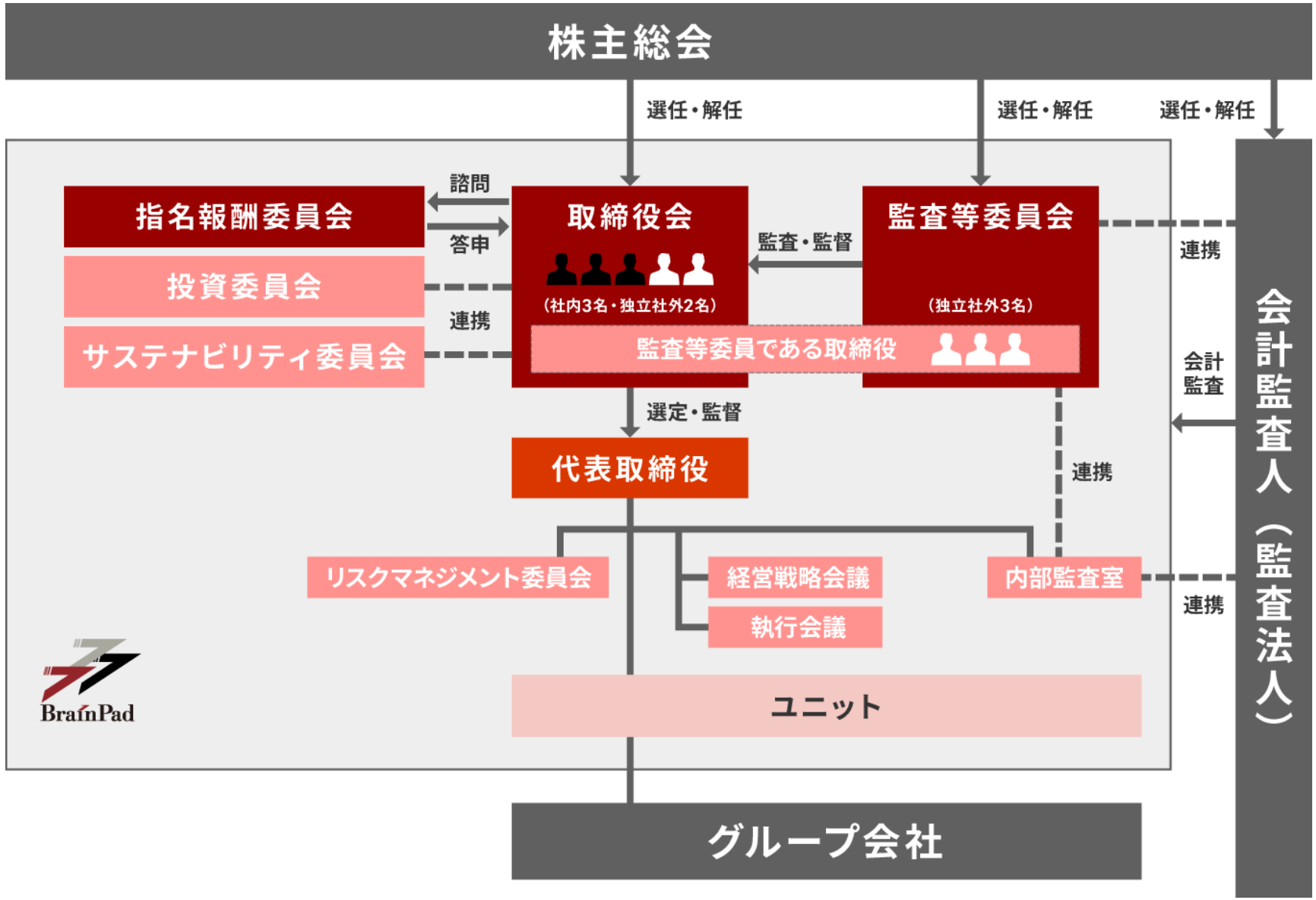
買収防衛策の導入の有無	なし

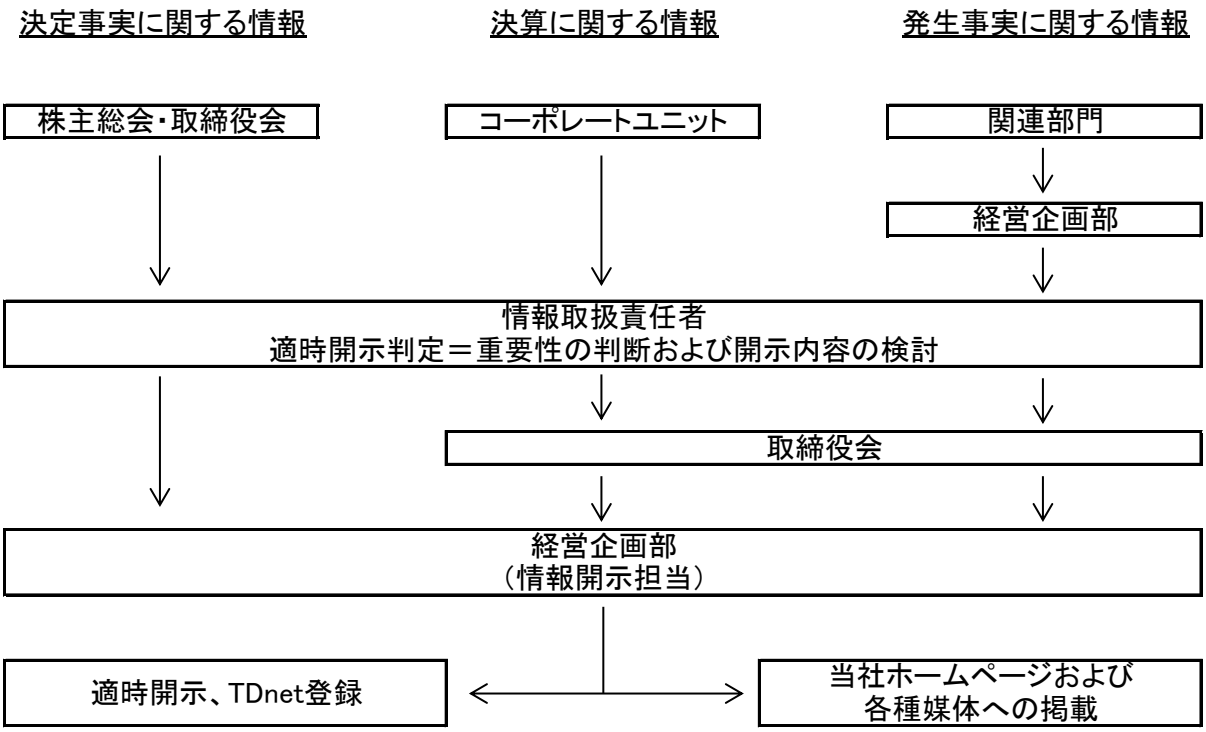
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
諮問
答申
指名報酬委員会
投資委員会
サステナビリティ委員会
取締役会
（社内3名・独立社外2名）
連携
監査・監督
監査等委員会
（独立社外3名）
監査等委員である取締役
連携
会計監査人（監査法人）
会計監査
選定・監督
代表取締役
連携
リスクマネジメント委員会
経営戦略会議
執行会議
内部監査室
連携
ユニット
グループ会社
BrainPad


決定事実に関する情報
決算に関する情報
発生事実に関する情報
株主総会・取締役会
コーポレートユニット
関連部門
経営企画部
情報取扱責任者
適時開示判定＝重要性の判断および開示内容の検討
取締役会
経営企画部
（情報開示担当）
適時開示、TDnet登録
当社ホームページおよび
各種媒体への掲載